

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成28年度の申告より、申告書にマイナンバーの記載が必要となりました。個人の方は12桁の個人番号を、法人の方は13桁の法人番号を所定の記載欄に記載してください。

(1) 本人確認資料の添付について

個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を行います。以下の①又は②に記載する本人確認資料の原本をそれぞれ1種類ずつ、申告書に添付していただくようお願いします(原本は還付します)。郵送の場合は写しを同封してください。

法人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、本人確認資料の添付は不要です。

① 本人が申告書を提出する場合

①身元確認資料	②番号確認資料
プレ印字された申告書 マイナンバーカード 運転免許証 等	マイナンバーカード 住民票(個人番号が記載されたもの) 個人番号通知カード(記載事項に変更が無い場合) 等

② 代理人が申告書を提出する場合

①申告者本人の番号確認資料	②代理人の身元確認資料	③代理権確認資料
申告者本人のマイナンバーカード 申告者本人の個人番号通知カード (上記、写し可) 申告者本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等	代理人のマイナンバーカード 代理人の運転免許証 代理人の税理士証票 等	委任状 税務代理権限証書 等

エルタックスによる申告の場合、電子証明等により本人確認を実施するため、本人確認資料の添付は不要です。

(2) その他

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理します。また、確認資料の不備等により、番号確認や本人確認ができない場合、申告書へのマイナンバーの記載がないものとして受理することもありますので、予めご了承ください。